

～キラリと光るまち ひのちょう～
広報 ひの おしらせ版
2013 年 11 月 5 日号
No. 596

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

第10回 日野郡新そばまつり
11月10日(日) 午前10時～
場所▶日野高校黒坂施設グラウンド

収穫を終えた日野郡産のそば粉を使います。
日野郡産の新そばが堪能できる1日です。
ぜひお越しください。

【問合せ】 日野郡新そばまつり実行委員会
(ハイマートタッチ内、電話 72-0011)

**みんなでなくそう！児童虐待
11月は「児童虐待防止推進
月間です」**

次世代を担う主役である子どもたちが健やかに育つため、絶対にあってはならない虐待。

しかし、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。虐待は、皆さんのちょっとした「目配り」「気配り」で防ぐことができます。できることから始めましょう。

問合せ 役場健康福祉課 (電話 72-0334)

安心して暮らせる障がい者福祉環境の構築のために意見交換会が行われます、ぜひご参加ください

鳥取県西部障害者自立支援協議会では、地域で生活する障がい者とその家族が、一様に安心して暮らせる福祉環境の構築を目指して、本人と家族、福祉サービス事業者や行政などが集まり、意見交換を行う「日野郡障がい者意見交換会」を開きます。

ふるってご参加ください。

日時 11月30日(土) 午後1

時 30 分から

場所 山村開発センター 2 階研修室

対象 日野郡内で生活される障がいのある人とその家族、福祉サービス事業者、行政など

問合せ 役場健康福祉課 担当 渡部裕之 (電話 72-0334)

指名手配被疑者の検挙にご協力を！

平成 25 年 8 月末現在、全国の警察から指名手配されている人は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者をはじめとして、約 830 人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗などの凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領などの事件に関して指名手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定したうえで、11 月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

この指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、国民の皆さま

の協力がとても必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見かけたという情報など、どんな小さなことでも構いませんので、警察に通報いただきますようお願いいたします。

通報先

▶黒坂警察署 (電話 74-0110)

▶黒坂警察署根雨駐在所 (電話 72-0053)

ノロウイルスが発生しやすい季節です。注意しましょう

ノロウイルスは例年 11 月から 2 月にかけて発生しやすく、重症な食中毒になりやすいのが特徴です。

発症すると、おう吐、下痢、腹痛、微熱が 1～2 日続くなどの症状が現れます。

感染した人が調理などをして食品が汚染された場合に感染するほか、おう吐物からの二次感染や飛沫感染も考えられるため、家族の健康状態には十分注意が必要です。また、丁寧な手洗いと調理器具の消毒を行い、予防に努めましょう。

問合せ 町健康福祉センター (電話 72-1852)



保育士資格をお持ちの方を探しています

出産や病気などにより、短期間の保育所入所を希望する家庭が増えていますが、保育基準により、希望に対応できていないのが現状です。

町では、保育士資格をお持ちの皆さんに町へ登録していただき、短期入所の希望があった時に、ひのっこ保育所で臨時保育士として働いていただける人を募集しています。ご協力をお願いいたします。詳しくは、担当までお問い合わせください。

【問合せ】 教育委員会事務局 担当 瀧田美紀子 (電話 72-2107)

仕事をお探しの皆さん、 『職業訓練制度』をご存知ですか

ハローワークでは、仕事をお探しの人へ就職活動支援の一環として職業訓練をご紹介します。

職業訓練は、受講することで技術を高め、早期再就職を目指すための制度です。

訓練内容は、溶接や電気工事、パソコンや簿記、介護など幅広く、受講料は無料ですので、希望される人は、ハローワークまでご相談ください。

相談受付日 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

問合せ ▶ハローワーク米子（電話 0859-33-3911）▶ハローワーク根雨（電話 72-0065）

ご存じですか？ 11 月 9 日は『119 番の日』

わが国では、消防に対する正しい理解と認識をさらに深めるとともに、防火・防災意識の高揚、地域における防災体制の確立に資することを目的として、昭和 62 年から 11 月 9 日を『119 番の日』としています。

★消火活動や救急、救助活動は、1 分 1 秒を争う時間との勝負です。

119 番通報は**西部消防局指令センター**につながり、災害現場に消防車や救急車の出動が指令されます。

★いざという時に備え、**電話のそばに自宅の住所、電話番号を記入した紙を準備**しておきましょう。

★携帯電話などからの通報では、目標物となる建物や住所表示などで居場所を確認し、**落ち着いて**係員の質問に答えてください。

●消防局庁舎を見学しませんか

西部消防局の消防業務に対する理解を深めていただくため、施設見学を行っています。気軽にお電話ください。

問合せ 西部消防局総務課（電話 0859-35-1951）

『国の教育ローン』をご存じですか？

国の教育ローンは、高校、大学などへ入学または在学する学生・生徒の保護者向けの公的融資制度です。入学金、授業料、教科書代などの費用の融資を、固定金利で利用することができます。

融資対象の学校と利用できる世帯の年収に要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

融資限度額 学生・生徒 1 人につき 300 万円

利率 年 2.55%（平成 25 年 8 月 10 日現在）

返済期間 15 年以内（母子家庭などは 3 年の延長が可能）

返済方法 毎月元利均等返済

問合せ 日本政策金融公庫『国の教育ローンコールセンター（電話：0570-008656）※ I P 電話・ P H S からは、03-5321-8656 をご利用ください。

放送大学 4 月入学の学生を募集しています

創立 30 周年を迎えた放送大学では、平成 26 年度第 1 学期（4 月入学）の学生を募集しています。

放送大学は、テレビなどの放送やインターネットを利用して授業を行う通信制の大学です。

働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で、幅広い世代、職業の人が学んでいます。

内容は、心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野が学べます。

出願期間は平成 26 年 2 月 28 日（金）までです。資料を無料で差し上げていますので、気軽にお問い合わせください。

《放送大学説明会・入学相談会》

日時 平成 26 年 1 月 18 日（土）と 2 月 8 日（土）、時間はいずれも午後 1 時～午後 4 時まで。

場所 米子市文化センター研修室

問合せ 放送大学鳥取学習センター（鳥取市役所駅南庁舎 5 階、電話 0857-37-2351）

見えにくさのご相談は気軽に鳥取盲学校へ

鳥取盲学校では、一般の小・中・高等学校の学習とともに、見えにくさに応じた学習方法、パソコンや点字の学習、安全な暮らしなどについて学ぶほか、年齢を問わず鍼・灸・あん摩師を目指すコースもあります。

授業料は無料で、教科書も無償配布します。また自立に向けての生活訓練の場ともなる寄宿舎もあります。病気による見えにくさなどの相談にも応じますので、気軽にお電話ください。

入学資格 矯正視力おおむね 0.3 未満の人、視力以外に見えにくさのある人

問合せ 鳥取県立鳥取盲学校（鳥取市国府町宮下 1265、電話 0857-23-5441）※鳥取盲学校ホームページ（<http://cmsweb1.torikyo.ed.jp/torimo-s>）もご覧ください。学校の入学案内や最新情報など、楽しい話題や季節の心温まる話題を掲載しています。

法務局による休日相談所が開かれます、ご利用ください

鳥取地方法務局では、平日に相談窓口を利用できない人のために、日曜日に『法務局サンデー相談所』を開設します。ご利用ください。

日時 12 月 8 日（日）午前 10 時～午後 3 時

場所 鳥取地方法務局米子支局（米子市旗ヶ崎二丁目 10 番 12 号）

相談員 公証人および法務局職員

内容 遺言、相続、登記、戸籍、国籍、供託、人権、心配ごとなど
その他 相談は無料で秘密は守られます。

問合せ 鳥取地方法務局米子支局（電話 0859-22-6161）

第 38 回日野町人権・同和教育研究集会

人権啓発講演会

テーマ 人権尊重のまちづくりをしよう

と き 11月14日(木) 午後1時開会

ところ 日野町文化センター

演題 ふまじめ介護

ー 涙と笑いの修羅場講談 ー

講師 たなべかくえい
講談師 田辺鶴瑛さん

「バカとは何よ！バカに介護されるあんたは大バカよ！
「実体験に基づいたわかりやすいお話で本音を語る」
「笑いの中で元気と勇気をもらい励まされた」
高齢化社会に向かい、いずれ自分も通る道。
家族の在り方、自分の生き方を「介護講談」を通して
本音を語っていただきます。

■主催：日野町 日野町教育委員会

日野町人権・同和教育推進協議会

【問合せ】日野町教育委員会事務局（電話 72 - 2107）

**若者サポートステーションシンポジウムが開かれます
～地域で若者が育っていくために何が必要か考えます～**

今年度から何かしらの問題を抱えている若者無業者の就労・社会参加の支援を行うために、『よなご若者サポートステーション』が開設されました。

事業を理解していただくために『若者サポートステーションシンポジウム』が開かれます。ぜひご参加ください。

日時 12月8日(日) 午後1時～午後4時(受付：午後0時30分～)

場所 米子市福祉保健総合センターふれあいの里

テーマ つながること、広がること、育つこと～若者が生きやすい地域づくりをめざして～

参加費 無料

問合せ よなご若者サポートステーション(イオン米子駅前店4階、電話 0859-21-8766)

11月11日～17日は『税を考える週間』です

国税庁ホームページでは、児童や生徒などが自ら『税』について学習できるように、租税の意義、役割を分かりやすく解説した『税の学習コーナー』を提供しています。税金クイズも掲載していますので、ぜひご覧ください。

そのほか、インターネット番組「Web - TAX - TV」では、税に関するさまざまな情報や、国税庁の取り組みを紹介する番組を配信しています。ぜひご覧ください。

国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp>

毒キノコによる食中毒に注意

今年10月、鳥取県内で毒キノ

コによる食中毒が連続して発生しました。いずれもツキヨタケによるもので、シイタケまたはヒラタケと間違えて食べたことが原因です。

毒キノコによる食中毒を防ぐため、食用のキノコと確実に判断できないキノコについては、絶対に「採らない」「食べない」「人にあげない」ようにしてください。

《食中毒事例》

①山林でシイタケと間違え採取したキノコを、家庭で吸い物とてんぷらにして食べた

発生場所 鳥取市

症状 吐き気、おう吐、下痢

患者数 5人

②自宅付近の山林でヒラタケと間違えて採取したキノコを、家庭でみそ汁にして食べた

発生場所 八頭町

症状 おう吐、吐き気、下痢

患者数 1人

平成26年度 保育所入所児童募集

受付期間 11月6日(水)～11月27日(水)

平成26年度、保育所に入所を希望する児童の申込みを受け付けます。

なお、入所を継続する児童については、2月に保育所から現況届を送りますので、記入のうえ、添付書類と一緒に保育所に提出してください。

入所基準 保護者および同居の親族などが次のいずれかの事情にあり、家庭で保育できない場合

①家の外で働いている②家の中で働いている③母親の出産など④病気・負傷など⑤同居親族の介護などを行っている⑥災害などで家屋の復旧に当たっている⑦そのほか特別の事情があると認めるとき

募集児童 ひのっこ保育所(津地690) ▼定員: 90人

▼開所時間: 平日=午前7時30分～午後6時15分 土曜日=午前7時30分～午後1時

▼保育時間: 平日=午前8時～午後4時 土曜日=午前8時～正午

※1日8時間を原則としますが、家庭の状況により保育時間の延長サービス(居残り保育)も行います。(ただし、1歳以上です)

▼対象児童(平成26年4月1日現在の年齢)

《3歳以上の子ども》 ●う め組(年長児): 平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ

●さくら組(年中児): 平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ

●も も組(年少児): 平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ

《未満児》

●ぱんだ組(2歳児): 平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ

●うさぎ組(1歳児): 平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ

●ひよこ組(0歳児): 平成25年4月2日～平成25年9月30日生まれ

申込手続 次の書類を教育委員会またはひのっこ保育所に提出してください。

①保育所入所申込書(教育委員会またはひのっこ保育所にあります)

②保護者、同居している親族、そのほかの同居者全員が保育できない状況にあることがわかる証明書など(65歳以上の人のものは必要ありません)

【例】事業所で働いている人=平成25年分源泉徴収票の写し(後日でもかまいません)。源泉徴収票がない場合は就労証明書▼農林業に従事している人=就労証明書▼内職をしている人=内職証明書▼出産・病気などの人=診断書▼介護などを行っている人=証明書

③被扶養者申告書 平成25年1月から12月中の、生計を一にしていた0歳から18歳までの被扶養者について申告してください。(年齢基準日は平成25年12月31日です)

※税制改正により、年少扶養控除(0歳～15歳)と特定扶養控除(16歳～18歳)の上乗せ部分が廃止となりましたが、負担増など保育料への影響を生じさせないよう、引き続き扶養控除があるものとして税額を計算し、保育料を決定するための申告書の提出が必要となりました。

入所決定 入所基準の適否などを確認した後に決定し、3月に結果を通知します

保育料 前年分の所得税額や前年度の住民税額を基準として決定します

その他 年度途中での入所は、保育所の入所状況により受入れが決まります。その場合、平成26年4月1日時点の年齢での受け入れとなります

問合せ 教育委員会事務局 担当 瀧田美紀子(電話 72-2107)

